平成２３年（フ）第１０３号
堺市東区日置荘西町１丁51番17号
債務者　赤井　雅子（旧姓東野）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
沖縄県那覇市字安謝617番地36Ｒｉｖｅｒｓｉｄｅ　Ｏｋａｎｏ102
債務者　石川　智紀
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２号
福島県河沼郡柳津町大字柳津字家ノ北山丙378番地157　出倉団地後継者独身住宅101号、住民票上の住所福島県河沼郡柳津町大字柳津字檀ノ下甲320番地14
債務者　佐藤　　翔
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８６２号
大阪府貝塚市橋本54番地岸本ビル603号、前住所大阪府貝塚市地藏堂53番地５－２－1307
債務者　太田久美子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
大阪府岸和田市土生町２丁目30番５－906号
債務者　辻本　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
大阪府泉大津市池浦町１丁目21番23号小西方
債務者　葛西造園土木こと　葛山　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
大阪府和泉市緑ケ丘２丁目26番６号
債務者　高橋　一弘
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３－３－217
債務者　松田　治仁
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
大阪府貝塚市澤755番地３
債務者　山田美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
大阪府泉佐野市西本町８番10―102号、前住所大阪府岸和田市並松町９番20号
債務者　中浜　光彦
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
大阪府泉佐野市中町１丁目７番１―202号、前住所大阪府泉佐野市中町２丁目４番16号
債務者　日笠山智子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
大阪府泉南郡熊取町五門東１丁目11番23号
債務者　成田　勝利
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
大阪府和泉市弥生町２丁目11番１号
債務者　竹村　敦司
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
大阪府岸和田市沼町７番１号
債務者　木野　清樹
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
大阪府泉大津市曽根町２丁目13番２号
債務者　東川内俊志
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
大阪府和泉市尾井町１丁目５番19―304号
債務者　齋藤　　舞（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
大阪府岸和田市三田町906番地の12
債務者　小門　真穂
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
大阪府泉佐野市鶴原1779番地の２－６、前住所大阪府泉佐野市日根野4102番地の１プチメゾンセーヌ202
債務者　仮谷　信人
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係